

平成27年度第1回通常総会議事録

平成27年4月22日（水）開催

熊本県農業再生協議会

平成27年度第1回通常総会議案

第1号議案 平成26年度事業実績及び収支決算について

第2号議案 平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）
について

第3号議案 規約の改正（案）について

以上

熊本県農業再生協議会

熊本県農業再生協議会平成27年度第1回通常総会議事録

日 時 平成27年4月22日(水) 15:30~16:10

場 所 J A熊本中央会6階会議室

(司会：中央会・連合会営農生活センター 麻生副所長)

皆様方には、年度当初の大変お忙しい中に、平成27年度第1回熊本県農業再生協議会総会にご出席頂き、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を努めさせていただきます熊本県農協中央会・連合会営農生活センターの麻生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本年度、役員の変更がっておりますので、ご紹介を申し上げます。

4月の県の定期異動により、園田生産局長さんが副会長となりましたので、一言挨拶をお願いします。

(園田生産局長)

ただ今ご紹介頂きました園田でございます。

本年4月より現職に赴任致しました、皆様、どうぞ宜しくお願い致します。

(司会)

園田局長、ありがとうございました。

また、市長会では、先週、4月14日に玉名市の^{たかさき}高寄市長さんが、新会長に就任され委員となられますが、本日は、小田事務局長さんが代理出席でございますので、ご紹介のみとさせていただきます。

それでは、総会における会員の出席状況について、ご報告をいたします。

総会は、協議会規約第15条第1項に基づき、会員の過半数の出席により成立することとなっております。

本日は、会員総数8会員中、代理を含め8会員全員のご出席を頂いておりますので、総会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の総会は、お手元に配布しております総会次第に基づき開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当りまして、当協議会の会長であります梅田熊本県農業協同組合中央会長にご挨拶をお願いいたします。

(梅田会長)

平成27年度「熊本県農業再生協議会」第1回通常総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、皆様方には、年度初めの大変ご多忙な中にもかかわらず、通常総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

現在、報道を賑わせているTPP日米二国間閣僚協議については、不確実ながら各紙の報道によると、現場に混乱を与えるような内容であります。

しかし、我々は一体となって本県水田農業の維持・発展に向けて取り組む事が第一と考えております。

このような中、改めまして皆さま方におかれましては、日頃から本県農業の振興にご協力を頂き、心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国においては、先に『農林水産業・地域の活力創造プラン』を決定し、「農業を足腰の強い産業としていくための政策」と、「農業・農村の持つ多面的機能の維持・発展を図るための政策」を車の両輪として、推進しております。

特に、担い手への農地の集積や集約化を図るため「農地中間管理機構の活用」や「経営所得安定対策の見直し」更には「日本型直接支払制度」に加え、「米政策」については、麦・大豆・飼料用米等の本作化を図り、農地のフル活用による「強い農林水産業」を目指しております。

本協議会においても、「新たな米政策の進め方」に沿って、食味ランキング日本一の強みを生かした「トップグレード米の産地作り」や、「水田フル活用の推進」並びに、「農地の集積・集約化による生産コストの削減」に努めて参ります。

今後とも、本県水田農業の振興を図るため、これまで同様、関係機関が連携し「水田フル活用の推進」や「新たな産地づくり」並びに「担い手の育成」等に取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、平成26年度事業報告や平成27年度事業計画等について、事務局より提案を行いますので、十分な審議をお願いいたしまして、挨拶とします。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは、熊本県農業再生協議会規約第13条第2項の規定により議長を選出する必要がありますが、慣例では会長が議長を務めることとなっておりますので、会長であります梅田中央会会長にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(司会)

異議なしとのご意見を頂きましたので、梅田会長よろしくお願いたします。

(議長：梅田会長)

ただいま議長に推薦頂きました梅田でございます。

議事の進行につきまして、ご協力をよろしくお願いたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。 熊本県農業再生協議会規約第19条第2項により、議事録署名者を選任しなければなりません、いかがいたしましょうか。

(全委員)

議長一任

(議長)

議長一任ということでございますので、議事録署名者には、熊本県経済農業協同組合連合会会長 かくせいいち 加末誠一 様、熊本県農林水産部 生産局長 園田 まこと 誠 様にお願したいと思いますが、いかがでしょうか

(全委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのご意見を頂きましたので、よろしくお願いたします。次に、書記を指名する必要がありますが、中央会・連合会営農生活センターの赤池副審査役にお願いをします。

それでは、議事に入りたいと思います。

第1号議案「平成26年度事業実績及び収支決算」について、事務局から説明をお願いたします。

(事務局：JA熊本中央会・連合会 営農生活センター 山本所長)

第1号議案につきまして、ご説明申し上げます。

【第1号議案資料に基づき中央会から説明】

(議長)

ただいま、第1号議案「平成26年度事業実績及び収支決算」について、事務局から説明がありましたが、この内容について、先日、監事監査が行われていますの

で、協議会規約第30条に基づき、代表して、森監事様からご報告をお願いします。

(森監事)

第1号議案資料8ページをお開き頂き下さい。

去る4月14日に、上村監事とともに、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録について、関係書類と関係証票を照らし合わせた結果、適切に処理されていたことを報告いたします。

(議長)

ただいま、森監事から監査報告がありましたが、併せまして、内部監査実施規程第3条に基づき、去る4月13日に内部監査を実施しており、その結果については、第1号議案資料9ページに添付してありますので、申し添えます。

ただいまの「平成26年度事業実績及び収支決算」及び「監査報告」について、ご意見、ご異議は、ございませんか。

(全委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのご発言がありましたので、第1号議案「平成26年度事業実績及び収支決算」については、原案どおり決定させていただきます。

次に、第2号議案の「平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：熊本県 農産課 酒瀬川課長)

第2号議案につきまして、ご説明申し上げます。

【第2号議案資料に基づき県から説明】

(議長)

第2号議案に対するご意見・ご異議はございませんか。

(委員：熊本県農業共済組合 佐々木組合長理事)

2点質問があります。まず、第2号議案資料の2ページの燃油価格高騰緊急対策事業のリース導入支援事業について、以前のような購入支援ではなく、なぜリース支援なのかという点です。

もう1点は、3ページの稲作農業の体質強化緊急対策事業について、生産現場から取組みが難しいとの声が上がっているが、実際にそうであったのかについてお訊ねしたい。

(議長)

事務局は、ただ今の佐々木委員の質問に答えて下さい。

(事務局：熊本県 農産課 酒瀬川課長)

お答えします。まず1点目ですが、農水省事務次官依命による農業用機械施設補助の整理合理化通知が数年おきに行われ、その中で農業用機械等への補助金交付の整理・合理化を行う必要があるという内容に基づき、現在のリースによる仕組みへと国の事業自体が変遷したものとご理解下さい。

2点目は、補正予算による緊急対策事業であった事から、周知期間が短期間でしかなかった事と、交付要件を満たすための規模拡大にあたり、地域での合意形成期間が短かった事が要因と考えられるため、生産現場におけるお声は実際のものであったとご理解下さい。

(議長)

佐々木委員におかれましては、現場の声を大事にしたいとのお考えからの質問であったと思います。

事業の有効活用のためには、当協議会も懸命に努めている所ではありますが、ただ今の事務局からの回答でよろしかったでしょうか。

(佐々木委員)

了解しました。今後も引き続き、本県農業の活力維持・向上のために、努力されるようお願いします。

(議長)

他にご意見・ご異議はございませんか。

(全委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのご発言がありましたので、第2号議案の「平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)」については、原案どおり決定させていただきます。

第3号議案の「規約の改正(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：JA熊本中央会・連合会 営農生活センター 山本所長)

規約の改正(案)について、説明させていただきます。

本協議会における役員の任期については、協議会規約第9条で1年となっておりますが、昨年の総会に於いて、会員の声として、「役員の任期が短すぎるのではないか。」というお声をいただいております。

そこで、本日、役員を選任及び任期等について、規約改正のご提案を申し上げます
ものです。

今回、協議会規約・改正点については、第3号議案資料の2ページ「規約」の新
旧対照表に整理をしておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

【規約の改正点について説明】

なお、規約の改正については、協議会規約第17条で特別決議事項となっており
まして、総会出席者の決議権の3分の2以上の多数による議決が必要となります。

また、語句等の軽微な変更が必要な場合は、その変更を会長にご一任いただくこ
とになりますので、よろしくお願ひします。

(議長)

ただ今、第3号議案について説明がありました、何かご意見ご質問はございま
せんか。

(全員)

全員異議なし

(議長)

皆さまより、異議なしとのご発言がありましたので、第3号議案「規約の改正
(案)」については、原案どおりに決定させていただきます。

これで、審議を終了いたしますが、次第のその他につきまして、委員の皆さまか
ら何かござひますか。

(全委員)

特になし。

(議長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に終了することができました事
に對しお礼を申し上げ、議長の席を降りさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、「平成27年度第1回熊本県農業再生協議会通常総会」を閉会いたします。

議事の内容について、以上のとおり相違ないことを証明する。

平成27年4月22日

議事録署名者 加末 誠一



議事録署名者 園田 誠

